

8/4~6 原水爆禁止世界大会(広島)に春日井から2名が参加

核兵器と人類は共存できません!



平和公園に折鶴を献納する福田さん(左)と森さん(右)



原爆ドームにて

広島、長崎への原爆投下から73年。広島で原水爆禁止世界大会が開催されました。愛商連からは4名が参加、春日井民商からは婦人部の福田さん(東支部)と森さん(南支部)が参加しました。参加した2名に感想をききました。

誰でも一度は行ってみるべき(森さん)

私が高校生のとき以来50数年ぶりの広島です。署名などで核廃絶の運動には関わってきたけれど、やはり誰でも一度は広島に行き、被爆の実相を自分で知ることが大切だと思いました。絶対に、みんなで力を合わせて核兵器をなくさないと決意を新たにしました。なぜ日本が核兵器禁止条約に加わらないのかも、とても疑問に感じました。

悲惨なものから目をそらさないで(福田さん)

初めての広島でした。私よりはるかに年上の被爆者が語り部をしているのを見て、73年という年月を感じ、このまま風化させてはならないと改めて思いました。平和資料館の悲惨な展示を見て目をそむけたくもありませんが、悲惨なものから目をそらさずに、核兵器廃絶をめざしてがんばろうと思いました。

架空請求ハガキにご用心!

来ても相手にせず不安なら民商に相談を

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社から契約不履行による民事訴訟として、判決が提出された事を改めて告知致します。

管理番号(わ)285 訴訟取り下げ最終期日を過ぎて訴訟を開始させていただきます。

また、このまま連絡なき場合は、原告側の本部が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承認していただく(強制)致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当期にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での連絡となりますのでプライバシー保護のため、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日...平成30年1月18日

法務省管轄支局 消費者訴訟告知センター
東京 都千代田区蔵前3丁目2番10号
取扱い事務の担当合せ窓口 03-6741-7652
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

このようなハガキが届いています

最近、「法務省管轄支局 訴訟最終告知センター」というところから、身に覚えのない「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが送られてきたという相談が増えています。

請求名目は「消費料金」といった漠然としたもので、どのようなサービスを受けたのか、どのような商品を購入したのかなど、具体的な請求根拠は一切記載されていません。

ハガキには「訴訟」「差し押え」などと書いてありますが、そもそも訴訟や差押通知がハガキで来ることは絶対にありえません。記載されている住所もデタラメです。放置しても民事訴訟に移行することはないので安心してください。

もしこのようなハガキが来ても、請求元に自ら電話をすることは絶対にせずに、事務所までご相談ください。

今年も好評発売中!
小豆島のそうめん

1.8 kg 2,200円



夏休みこども工務店開催!

内容: 電動工具の操作体験、ペンダントづくりなど

と き: 8月26日(日) 10時~13時頃の予定

と ころ: ことぶき公民館

参加費: 無料(予約してください)

予約メ切: 8月20日(月)

※動きやすく汚れても良い服装でおいでください。
※カレーライスと冷たいジュースも用意します。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀